



①歯 ②舌 ③唾液 この3つのうちで人間が生きていくうえで1番重要なものはどれだと思いますか。

答えは唾液です。唾液は生活するなかでとても重要な役割を持っています。唾液の分泌が減ると、むし歯リスクの増加や口臭の原因は以前もお話していますが、他にも食事のとき飲み込みづらくなったり、むせやすくなるなど嚥下機能を低下させます。また味を感じる細胞が働きにくくなるために味覚も低下します。義歯を使用している場合、特に上顎は唾液による吸着が減少し、不具合が生じることがあります。

原因としては、加齢をはじめ、早食いをする食生活、生活習慣病、精神的なストレス、薬の副作用などが挙げられます。このうち薬の副作用で、唾液分泌低下を起こすものとして、高血圧治療薬であるカルシウム拮抗薬と利尿薬があります。



薬が必要な場合がありますし、健康を維持するためには欠かせない方もいらっしゃると思います。しかし、薬には副作用があることも忘れてはいけません。近年、全身と歯科との関連性も重要視されています。定期的な検診と気になることや症状がある場合はご相談下さい。

休診日のお知らせ

10月
3日(木) 午後休診
10日(木) 休診
17日(木) 午後休診
18日(金) 午前休診
24日(木) 休診

11月
2日(土) 休診
7日(木) 午後休診
9日(土) 休診
14日(木) 休診
21日(木) 午後休診
28日(木) 休診
30日(土) 午後休診

予定は変更になる場合がございます

* * あとがき * *

マイナンバーカードの申請は任意によるものです。今後、運転免許証もマイナンバーカードに組み込まれることが発表がされました。カード1枚で行える機能の利便性ゆえに紛失時のリスクも伴います。お持ちでない方の健康保険証については、無償で資格確認書が交付されますが、最大5年の有効期限が設けられています。マイナンバーカードの機能を理解した上でマイナ保険証を含め申請するか検討してください。



発行 令和6年10月1日
たむら歯科医院
岩手県花巻市南城 2-1-3
担当: 千田 デザイン: 菊池

健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されない旨、政府から発表がありました。現在お手元にある発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。今後は、マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせた「マイナ保険証」に一本化する仕組みに移行されます。

12月2日以降に、マイナンバーカードを持っていない人やマイナンバーカードを持っているがマイナ保険証の利用登録していない人等には申請なしで『資格確認書』(現行の健康保険証と同等の内容が記載されたもの)が交付されますので、そちらを持参していただくことで引き続き保険診療を受けることができます。

マイナンバーカードを健康保険証として登録する方法

①医療機関の
カードリーダー
で行う



②「マイナポータル」
から行う

オンライン



③セブン銀行ATM
から行う



12月2日以降は、次のうちどちらかをご持参ください

マイナ保険証

(保険証登録済み)



健康保険証

(有効期限まで
使用可能)



資格確認書

- ・マイナンバーカードを持っていない方
- ・マイナンバーカードは持っているが
保険証の利用登録
を行っていない方

資格確認書

